



令和5年10月18日

自動車交通部

道南バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和5年7月19日付けで道南バス株式会社（北海道室蘭市）から申請のあった乗合バスの上限運賃の変更について、本日付けで認可しましたのでお知らせいたします。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、申請に係る運賃の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数が700両未満の申請については、地方運輸局長に権限が委任されています。

1. 申請内容

現 行	申 請（認 可）
申請者の苫小牧市内エリア 特殊区間制 1区 210円 2区 230円 3区 240円 4区 250円 対キロ区間制 基準賃率 39円30銭（※） 初乗運賃 150円	申請者の苫小牧市内エリア 特殊区間制 1区 230円 2区 280円 3区 320円 4区 360円 対キロ区間制 基準賃率 50円50銭（※） 初乗運賃 200円

（※）現行の基準賃率は消費税5%、申請の基準賃率は消費税10%を含む

具体的な運賃等は事業者へご確認ください。

2. 上限運賃の平均改定率 22.1%

（実際に事業者が旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなります。）

3. 実施予定日

令和5年12月1日

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 増田、館下
TEL：011-290-2741